犬山市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （令和6年1月1日現在）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人 件 費 率 B／A	（　参　考　） 前年度の人件費率
令和 ５年度	人 72,005	千円 29,121,889	千円 935,262	千円 5,279,202	% 18.1	% 18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体(一般市) 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
令和 ５年度	人 539	千円 1,803,271	千円 473,952	千円 771,385	千円 3,048,608	千円 5,656	千円 5,922

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
　　３　給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

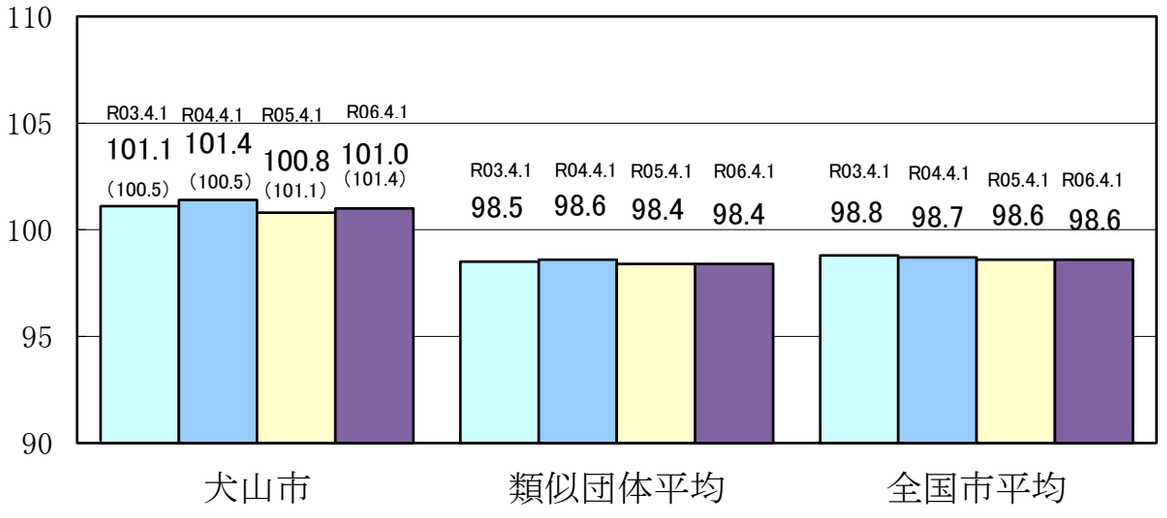

（注）　１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋犬山市の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
　　３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。
　　４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢が41.0歳と若い水準にあり（類似団体平均41.8歳）、そのため昇格する年齢が相対的に若くなることや、大学卒でない職員が管理職へ昇格する割合が高いことなどが理由として挙げられる。
前年度と比較すると職員構成の変動などにより、指数は低下したが、依然として高い水準にあるため、民間企業の平均給与の状況を踏まえ、給与の適正化、管理職のポスト見直しなど指数の低下に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準６％に対し、本市においても６％を支給。
（実施時期）平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成２７年４月１日時点は４％、給与改定後は平成２７年４月に遡及し５％、平成２８年４月１日から６％を支給。

（参考）

	平成２６年度の支給割合	平成２７年度の支給割合		平成２８年度～令和６年度の支給割合
		４月１日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	３％	４％	５％	６％
犬山市の支給割合	３％	４％	５％	６％

(5)その他の見直し内容

・特殊勤務手当について、消防手当の内、救急業務に従事したときの業務内容を見直し増額、新たに救急救命士が救急業務に従事したとき、機関員として従事したとき、潜水業務に従事したときの手当を新設（令和５年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
犬山市	41.0　歳	326,168　円	415,859　円	378,476　円
愛知県	41.5　歳	324,046　円	430,566　円	377,192　円
国	42.1　歳	323,823　円	405,378　円	―　円
類似団体	41.8　歳	316,920　円	385,423　円	350,499　円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参　考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
犬山市	歳 ＊	人 1	円 ＊	円 ＊	円 ＊	－	－	－	－
調理員兼用務員	歳 ―	人 ―	円 ―	円 ―	円 ―	－	－	－	－
その他	歳 ＊	人 1	円 ＊	円 ＊	円 ＊	－	－	－	－
愛知県	歳 52.3	人 160	円 302,882	円 367,255	円 340,299	－	－	－	－
国	歳 51.2	人 1,829	円 288,144	円 330,553	円 ―	－	－	－	－
類似団体（一般市）	歳 52.0	人 20	円 300,573	円 331,686	円 314,882	－	－	－	－

区　　分		参　　考		
		年収ベース（計算値）の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C／D
犬山市		＊	－	－
	うち調理員兼用務員	＊	－	－
	その他	＊	3,297,300	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年の３ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）　1　「平均給料月額」は、令和６年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額。

「平均給与月額（A）」は、これら全ての諸手当込みで、地方公務員給与実態調査に基づいた額。
「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3　個人情報保護の観点から、対象となる職員数が１人または２人の場合は、当該箇所を「＊（アスタリスク）」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		犬　山　市	愛　知　県	国
一般行政職	大　学　卒	202,400円	207,300円	196,200円
	高　校　卒	170,900円	175,000円	166,600円
技能労務職	高　校　卒	－	163,300円	－
	中　学　卒	－	150,600円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	260,200　円	369,700　円	390,350　円	414,800　円
	高　校　卒	－	－	346,250　円	－
技能労務職	高　校　卒	－	－	－	－
	中　学　卒	－	－	－	－

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
８　級	部長の職の職務	人 7	% 2.5	円 410,300	円 470,000
７　級	課長の職の職務	人 31	% 11.0	円 365,500	円 446,200
６　級	課長補佐の職の職務	人 44	% 15.6	円 323,100	円 411,300
５　級	統括主査の職の職務	人 43	% 15.2	円 295,400	円 394,000
４　級	主任主査及び主査の職の職務	人 59	% 20.9	円 271,600	円 382,000
３　級	主査補の職の職務	人 56	% 19.8	円 240,900	円 351,000
２　級	主事の職の職務	人 30	% 10.6	円 208,000	円 305,200
１　級	主事補の職の職務	人 12	% 4.3	円 162,100	円 249,400

（注）　1　区分は犬山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による。

2　標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

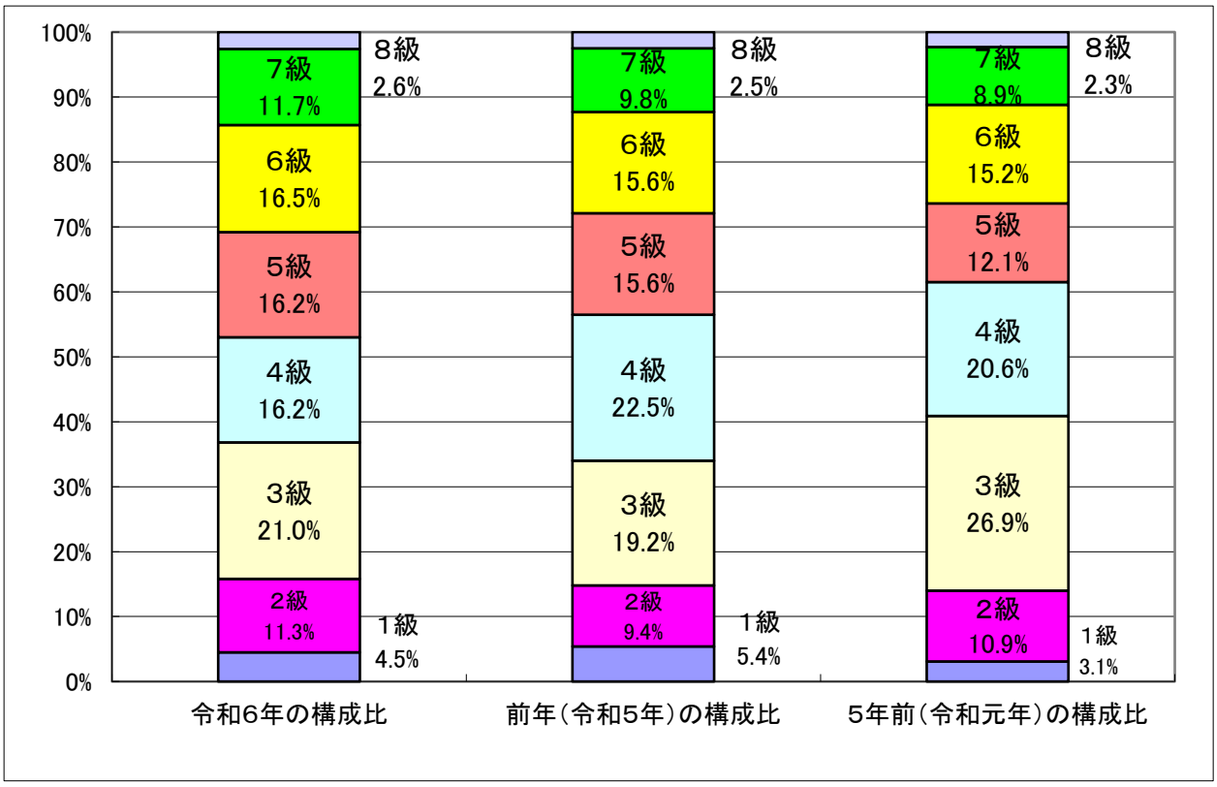

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））　（令和６年４月１日現在）

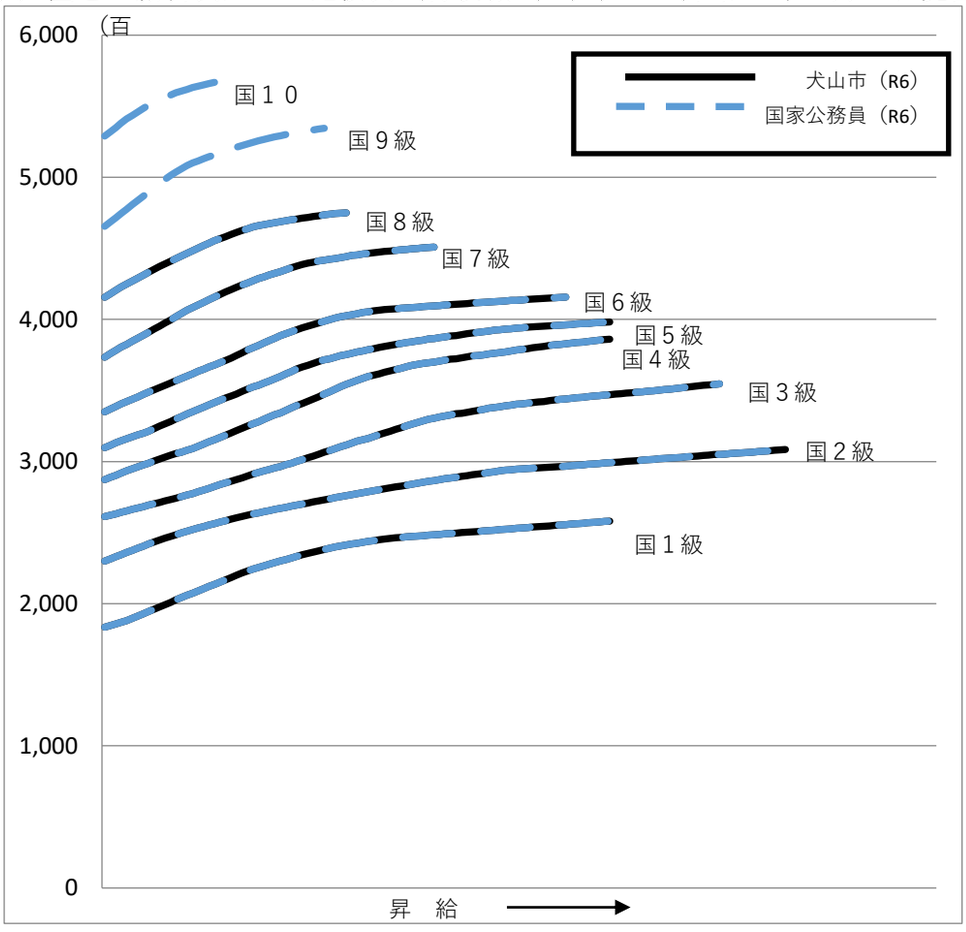

(2)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（犬山市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

犬　山　市	愛　知　県	国
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,483　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,784　千円	－
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　加算なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3%～20% ・管理職加算　4%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注１）（　　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（犬山市）

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している					
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

（注）一般職員の上位の成績率適用については、H29年度までは主査級以上。平成30年度より全職員適用。

(2) 退職手当（令和６年４月１日現在）

犬　　山　　市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置　2～20%加算(一時休止中)			定年前早期退職者特例措置　2～45% 加算		
１人当たり平均支給額　4,307 千円		22,675 千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	128,778 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	221,650 円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度
全　地　域	6 %	581 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	4,655 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	53,506 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	15.5 %
手当の種類（手当数）	12

手当の名称	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記業務に対する支給単価
防疫手当	感染症の患者の収容、感染症病原体の付着した物件の処理作業に従事	－ 千円	１日につき　600円
	患畜又は疑似患畜に対する防疫作業に従事	－ 千円	１日につき　300円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行う措置に従事	－ 千円	１回につき　3,000円
	上記のうち、新型コロナウイルス感染症に感染している者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事	48 千円	１回につき　4,000円
徴収手当	市税及び税外収入の滞納整理、処分に関する業務に従事	－ 千円	１日につき　250円
福祉現業手当	社会福祉事務所におけるケースワーク業務に従事	108 千円	１日につき　250円
	行旅病人の収容作業に従事	－ 千円	１回につき　1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事	－ 千円	１回につき　2,000円
消防手当	救助業務に従事		
	（救急救命士）	1,774 千円	１回につき　300円
	（準中型車機関員及び普通車機関員）	1,338 千円	１回につき　300円
	（その他の隊員）	748 千円	１回につき　200円
	水火災その他の災害業務に従事		
	（大型車機関員及び中型車機関員）	207 千円	１回につき　600円
	（準中型車機関員、普通車機関員及び自動二輪車機関員）	60 千円	１回につき　400円
	（その他の隊員）	346 千円	１回につき　300円
	潜水装備を着装して水中における人命救助業務又は訓練に従事	18 千円	１回につき　300円
用地交渉手当	庁外において、公共用地の取得等に関する交渉業務に従事	8 千円	１日につき　220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	138,749　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	422　千円
支給実績（令和４年度決算）	158,098　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	424　千円

(6) その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者　　6,500円(8級以上3,500円) 子　　10,000円 （配偶者なし　10,000円） 父母等　　6,500円(8級以上3,500円) （配偶者なし　6,500円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子　5,000円加算	同	58,482　千円	262,251　円
住居手当	○持ち家　なし ○借家、借間 家賃等の額が ・16,000円以下の場合：無支給 ・16,000円を超え、27,000円以下の場合 家賃等の額－16,000円 ・27,000円を超え、61,000円以下の場合 (家賃等の額-27,000円)×1/2＋11,000円 ・61,000円を超える場合 28,000円	同	37,109　千円	306,686　円
通勤手当	○交通用具利用 ２ｋｍ以上　３ｋｍ未満　2,000円 ３ｋｍ以上　４ｋｍ未満　2,200円 ４ｋｍ以上　５ｋｍ未満　2,500円 ５ｋｍ以上　８ｋｍ未満　4,200円 ８ｋｍ以上１０ｋｍ未満　4,800円 １０ｋｍ以上１３ｋｍ未満　7,100円 １３ｋｍ以上１５ｋｍ未満　8,100円 １５ｋｍ以上２０ｋｍ未満　10,000円 ２０ｋｍ以上２５ｋｍ未満　12,900円 ２５ｋｍ以上３０ｋｍ未満　15,800円 ３０ｋｍ以上３５ｋｍ未満　18,700円 ３５ｋｍ以上４０ｋｍ未満　21,600円 ４０ｋｍ以上４５ｋｍ未満　24,400円 ４５ｋｍ以上５０ｋｍ未満　26,200円 ５０ｋｍ以上５５ｋｍ未満　28,000円 ５５ｋｍ以上６０ｋｍ未満　29,800円 ６０ｋｍ以上　31,600円 ○交通機関利用 利用区間の最長期間定期券等額の月額相当額　　最高額　55,000円	異	32,955　千円	67,255　円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	967,000円	（参考）類似団体における最高／最低額 1,053,000 円 ／ 686,000 円
	副市長	802,000円	870,000 円 ／ 623,500 円
報酬	議長	529,000 円	629,000 円 ／ 376,900 円
	副議長	488,000 円	575,000 円 ／ 309,700 円
	議員	473,000 円	522,000 円 ／ 286,600 円
期末手当	市長 副市長	（令和５年度支給割合） 3.40 月分	
	議長 副議長・議員	（令和５年度支給割合） 3.40 月分	
退職手当		（算定方式）	（一期の手当額）　（支給時期）
	市長	給料月額×在職年数×520/100	20,113,600 円　任期ごと
	副市長	給料月額×在職年数×300/100	9,624,000 円　任期ごと

（注）退職手当の「一期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和５年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	89	90	1	地域コミュニティー等の支援体制強化
		税務	29	30	1	収納業務体制強化
		農林水産	7	7	0	
		商工	11	11	0	
		土木	36	37	1	公共施設営繕業務の機能体制強化
		民生	165	170	5	重層的支援体制強化
		衛生	39	39	0	
		計	380	388	8	
	教育部門		44	46	2	公共施設維持管理業務の体制強化
	消防部門		104	105	1	消防体制の強化
	小計		528	539	11	
公営企業等会計部門	水道		12	12	0	
	下水道		7	8	1	下水道保守業務の体制強化
	その他		29	29	0	
	小計		48	49	1	
合計			576 [633]	588 [633]	12 [0]	

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数。
　　2　[　　]内は、犬山市職員定数条例で定める職員定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

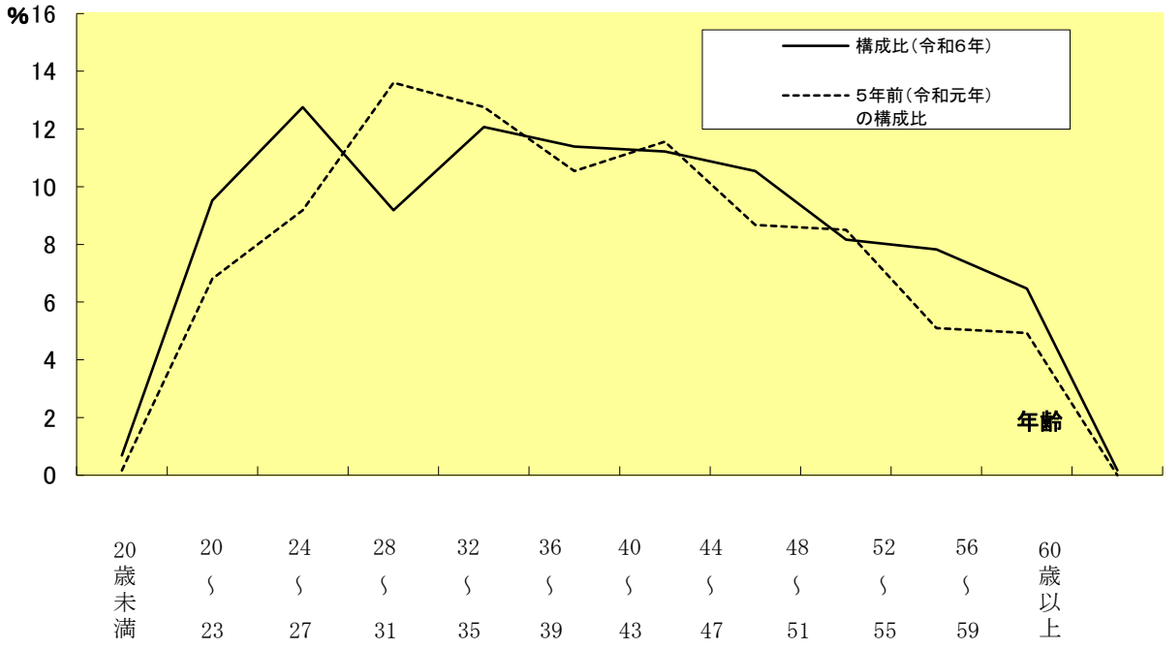

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 4	人 56	人 75	人 54	人 71	人 67	人 66	人 62	人 48	人 46	人 38	人 1	人 588

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	356	356	369	372	380	388	32　（ 2.2）
教育	44	44	51	46	44	46	2　（7.0）
消防	94	101	103	103	104	105	11　（10.8）
普通会計計	494	501	523	521	528	539	45　（ 4.2）
公営企業等会計	46	47	48	48	48	49	3　（ 2.1）
総合計	540	548	571	569	576	588	48　（ 4.0）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考)　前年度の総費用に占める職員給与費比率
令和５年度	千円 1,147,717	千円 56,057	千円 68,704	% 6.0	% 6.1

(注) 1　資本勘定支弁職員に係る職員給与費 33,888千円は含まない。
2　賞与引当金等繰入額を含み、取崩額を含まない。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和５年度	人 12	千円 48,648	千円 10,888	千円 20,240	千円 79,776	千円 6,648

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,118

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は令和６年３月３１日現在の人数である。
3　賞与引当金取崩額を含み、繰入額を含まない。（支給額による）
4　職員数及び給与費については、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和６年４月１日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
犬山市	49.0　歳	394,376　円	577,266　円
市町村平均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

犬　山　市	市　町　村　平　均
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,687　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,508　千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)月分　(0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注)　(　　)内は、再任用職員に係る支給割合。

イ　退職手当（令和６年４月１日現在）

犬　山　市			市　町　村　平　均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709 月分
最高限度	47.709　月分	47.709 月分	最高限度	47.709　月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置　2～20% 加算			定年前早期退職者特例措置 2～45% 加算		
１人当たり平均支給額　3,801　千円		0　千円	１人当たり平均支給額　11,057　千円		

(注)　1　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額
2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			3,169　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			264,132　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
全　地　域	6　%	12　人	6　%

エ　特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	－ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	－ 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	－ ％
手当の種類（手当の数）	3

手　当　名	主な支給対象業務	支給実績（令和５年度決算）	左記業務に対する支給単価
浄水特殊勤務手当	浄水場において高圧電気操作及び劇薬の取扱い業務に従事	— 千円	１日につき　800円
滞納徴収手当	庁外において、水道料金の滞納整理に関する業務に従事	— 千円	１日につき　250円
緊急時危険業務手当	水道緊急修繕のため交通を遮断せずに行う業務に従事	— 千円	１日につき　300円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	1,637　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	205　千円
支給実績（令和４年度決算）	1,250　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	139　千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（令和６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円（8級以上3,500円） 子　10,000円 （配偶者なし　10,000円） 父母等　6,500円（8級以上3,500円） （配偶者なし　6,500円） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子　5,000円加算	同	2,136　千円	305,143　円
住居手当	○持ち家　なし ○借家、借間 家賃等の額が ・16,000円以下の場合：無支給 ・16,000円を超え、27,000円以下の場合 家賃等の額－16,000円 ・27,000円を超え、61,000円以下の場合 (家賃等の額-27,000円)×1/2＋11,000円 ・61,000円を超える場合 28,000円	同	885　千円	295,024　円
通勤手当	○交通用具利用 ２ｋｍ以上　３ｋｍ未満　2,000円 ３ｋｍ以上　４ｋｍ未満　2,200円 ４ｋｍ以上　５ｋｍ未満　2,500円 ５ｋｍ以上　８ｋｍ未満　4,200円 ８ｋｍ以上１０ｋｍ未満　4,800円 １０ｋｍ以上１３ｋｍ未満　7,100円 １３ｋｍ以上１５ｋｍ未満　8,100円 １５ｋｍ以上２０ｋｍ未満　10,000円 ２０ｋｍ以上２５ｋｍ未満　12,900円 ２５ｋｍ以上３０ｋｍ未満　15,800円 ３０ｋｍ以上３５ｋｍ未満　18,700円 ３５ｋｍ以上４０ｋｍ未満　21,600円 ４０ｋｍ以上４５ｋｍ未満　24,400円 ４５ｋｍ以上５０ｋｍ未満　26,200円 ５０ｋｍ以上５５ｋｍ未満　28,000円 ５５ｋｍ以上６０ｋｍ未満　29,800円 ６０ｋｍ以上　31,600円 ○交通機関利用 利用区間の最長期間定期券等額の月額相当額　最高額　55,000円	同	1,018　千円	101,833　円